

柏原市横断歩道橋個別施設計画

令和 6 年 4 月

【柏原市】

目 次

1. 対象施設
2. 計画期間
3. 対策の優先順位の考え方
4. 個別施設の状態等
5. 対策内容と実施時期
6. 対策費用
7. 老朽化対策における基本方針
8. 集約化・撤去
9. 新技術等の活用方針

1. 対象施設

柏原市における横断歩道橋 7 橋を対象とする。

橋梁名	路線名	橋長	幅員	架設年次
河内国分駅東口歩道橋	本町 2 号線	199.0m	4.4m	昭和 57 年
国分駅前歩道橋 A	本町 2 号線	17.9m	1.9m	昭和 57 年
国分駅前歩道橋 B	本町 2 号線	21.5m	1.9m	昭和 57 年
国分駅前歩道橋 C	本町 2 号線	5.1m	1.9m	昭和 57 年
柏原駅西口歩道橋	上市大正線	78.2m	4.1m	平成 20 年
高井田駅歩道橋	高井田 9 号線	36.2m	3.5m	昭和 60 年
安堂駅歩道橋	安堂畑線	71m	3.5m	平成 11 年

2. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、10 年とする

3. 対策の優先順位の考え方

点検結果の損傷度（橋単位と部材単位で損傷度を出し、損傷度が高い単位を採用する。）、施工可能時期の調整、第三者被害への影響度等を考慮し、優先順位を決定します。

4. 個別施設の状態等

判定区分 Ⅰ	判定区分 Ⅱ	判定区分 Ⅲ	判定区分 Ⅳ	計
4 橋	2 橋	1 橋	0 橋	7 橋

※令和 5 年度に点検実施、次回点検は令和 10 年度予定

5. 対策内容と実施時期

優先 順位	橋梁名	路線名	点検 結果	措置内容	措置 実施時期
1	高井田駅歩道橋	高井田 9 号線	Ⅲ	塗装塗替え工	令和 7・8 年度
2	安堂駅歩道橋	安堂畑線	Ⅱ	塗装塗替え工	令和 9・10 年度
3	柏原駅西口歩道橋	上市大正線	I	伸縮装置取替工 塗装塗替え工	令和 11・12 年度
4	国分駅前歩道橋 A	本町 2 号線	I	措置済	令和 2～4 年度 措置済
	国分駅前歩道橋 B	本町 2 号線	Ⅱ	措置済	令和 2～4 年度 措置済
	国分駅前歩道橋 C	本町 2 号線	I	措置済	令和 2～4 年度 措置済
5	河内国分駅歩道橋	本町 2 号線	I	措置済	令和 2～4 年度 措置済

※高井田駅歩道橋は、協議の結果 JR 影響範囲については JR への委託工事が必要となったために、2 か年（令和 7・8 年度）で工事を行う。安堂駅歩道橋については現在単年度での工事としているが事前に鉄道事業者（近畿日本鉄道株式会社）と事前協議が必要である。

6. 対策費用

計画期間	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年 度
概算費用	10,000 千円	52,000 千円	55,000 千円	15,000 千円	30,000 千円
計画期間	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年 度	令和 15 年 度
概算費用	15,000 千円	30,000 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円

※令和 12 年度で対策の 1 巡目が完了する。

措置実施年度以外については、緊急補修を想定して 10,000 千円を計上している。

7. 老朽化対策における基本方針

令和 1 5 年度までに管理する 7 橋について、点検・監視を行い従来の対症療法的な修繕から予防的な修繕へと転換を図り、施設の長寿命化を行うとともに計画的な修繕により費用の縮減と平準化を図る。

8. 集約化・撤去

当該個別施設計画においては、集約化・撤去の計画はございません。

9. 新技術等の活用方針

令和 1 5 年度までに管理する 7 橋のうち数橋程度について、修繕や点検等に係る新技術の活用の検討を行うとともに、歩道橋で修繕費用の 1 割縮減及び事業の効率化が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。